

第九回 参議院農林委員會會議錄第三号

昭和二十五年十二月四日(月曜日)午前十一時五分開会

本日の会議に付した事件

○新農業政策確立に関する調査の件

(農林漁業金融特別会計に関する件)

(農業共済組合連合会事業不足金に

関する件)

(農作物防疫に関する件)

○競馬法の一部を改正する法律案(衆議院提出)(第八回国会継続)

○委員長(岡田宗司君) これより委員會を開会いたします。

新農業政策確立に関する調査を議題といたします。速記をとめて。

午前十一時六分速記中止

午後零時九分速記開始

○委員長(岡田宗司君) 速記を始め

て。それでは午前中はこの程度にして休憩いたします。

午後零時十分休憩

午後三時六分開会

○委員長(岡田宗司君) それでは只今から委員會を再開いたします。

本日農林大臣の御出席を得ましたので、過日の委員會におきまして事務当局にいろいろ御質疑がありました。その際になおつきりしない点等がいろいろの問題について残っておりますので、これを順序を立てて御質疑を願いたいと存じます。

それで先ず第一に、農林漁業中央金融公庫が大分最初と情勢が変つており

ます。なお事務当局も十分首肯すべき御説明ができておりませんので、それらの点について先ず大臣から御答弁を得たいと存じます。農林漁業関係の金融問題についての御質疑からお願いいたします。

○岡村文四郎君 大臣が御就任早々から非常に御熱心に農林漁業の金融について御心配せられ、その後農林金融公庫をお作りになろうというので非常に御熱心にやつておられたようでありますが、その後情勢が、変えざるを得ないような情勢になつて変えられて、農林漁業金融特別会計で行きたいという御方針のようでありますが、それがどこまでお進みになつておられるか、どういう構想でやりになる御計画か、承わりたいと思ひます。

○國務大臣(廣川弘禪君) 最初私はこれは金融公庫の形式で進めるほうが非常によいと思つておりました。ところが、だん／＼折衝いたしてあります。という、公庫の形式じや面白くない、特別会計の形式でやつたらどうかというふうなことで、大蔵省を通じて折衝いたしておつたのであります。私また／＼参りまして、特にドッジ氏の金融はどうしても長期低利の金を投じて貰わなければ困る。特に我々は今農利に資金を蓄積しよう、こういう考えておられるわけなので、どうしても実現して欲しいというところを／＼お話をいたしましたのでありますが、一般市中銀行に国家資本を入れるということとはな

かなか納得できないので、あらゆる方法を講じてお話しして、最後に特別会計というところで落ちたのであります。それで大体私の承知いたしてるところは、本会計から二十億、それから預金部から四十億、この六十億程度で今年はどうかという話の程度であります。細かい点等はまた実際に折衝いたしております。その後概要程度のものが我々にわかつておるだけでありまして、新聞等で所管問題というものが話になつておるようであります。これについても両方で共管にするのがいいのじやないか。私はこういうふうな考えております。そしてその詳細の方法は今事務のほうで大蔵省と折衝して立案中でありまして、どういう形で行くか、極く簡単な形で、もうしち面倒くさい手続でなく、成るべく簡潔にして早く金が流れて、而も効果的になるように実は私も思つておる。ところが、この考えておるのでありますが、実際の内容のことは私まだ承知いたしていません。

○岡村文四郎君 今お話を承ると、大体六十億程度の特別会計の方法にいたすようになりかけておる。こういうので、詳細はまだできておらんやうであります。大臣よく御承知のやうに六十億の金ではなかなか賄ひ切れんので、我々は最小限度百五十億は上げなくては困る。一年中でなくて相当長い年月、それを続けるのでなければ現在の農村の金融の逼迫、事業の支障は救われなかつたと思つておる。それは大

わりますと、大蔵省の預金部の金をその足らぬ部分は融資されるようになりはしないかというようにも洩れ承わつておりますが、その点はどうかでありますか。

○國務大臣(廣川弘禪君) その点今話合ひ中でありまして、まだ内容はちよつとはつきりいたしません。これを中金に引受けさせるようにするか、或いはその他の方法で考えられるか、まだよくそこら辺わかりません。折角折衝中でありまして。

○岡村文四郎君 もう一つ大事な点を……。これはお聞きするといふよりは、そういうおつもりで努力されたといふ部分が多いかも知れませんが、所管省の問題であります。どうも農林省と大蔵省の両省の共管では非常に不便があり、物事が急速に進まない憂えがあると思つております。單にそういう報告する程度ならよろしいかも知れませんが、農林省ばかりが、若し監督管理をするにいたしても、これもなかなか遅くなりはしないかという心配があります。どうしてもこれは大蔵省に報告程度ならそれでもよろしいと思ひますが、そうでなくて、實際その事務を一切御相談申上げて、大蔵大臣の承認を得なければ金が出ないということになつたのでは非常に不便になります。これはどうして農林大臣限りで仕事が運ぶやうに我々はなるやうに進めなければならぬと思つておりますが、まだそれを言つて行く時期には早いかどうか。そこは大

臣はどうお考えになつておるか、それを……。

○國務大臣(廣川弘禪君) 実は釘を打つてありますが、まだ正式に言うまでには至つておりません。

○委員長(岡田宗司君) じゃかにかこの問題につきまして、御質疑がござい

せんか。それではこの問題につきましては午前中の委員會で、農林委員會といたしまして政府に申入れる件が御決定になつておりましたので、この点につきまして岡村さんに御説明をお願いいたします。

○専門員(安樂城敏男君) 農林漁業金融特別会計に関する申入、昭和二十五年十二月四日参議院農林委員會かねて政府において計画中の農林漁業金融公庫は、その実施が不可能となり、これに代つて農林漁業金融特別会計が設けられることとなるやうであるが、右に關し左記の事項を實現せられるやう右申入れる。

記
一、この特別会計の資金は少くとも百五十億円とすること。
一、この資金は極力長期低利なものとすること。
一、この資金は土地改良、林道及び漁港等公共的なものだけに限ることなく、農業倉庫等農林漁業用各種施設に対しても融通することとする。

一、この特別会計の運用を、農林漁業の実情に即応して最も円滑且つ効果的ならしめるため、別途計画の中の中小企業信用保険特別会計の例にならひ、これを農林省の所管とすること。

○岡村文四郎君 只今お聞きのような申入を政府にすることに、今朝委員会できまつたのでありますが、私が今お尋ねしたと大体同様であります。が、是非この申入れによつて、大臣は極力この申出に即応いたしますようにお骨折りを願ひたいと思ひます。

○國務大臣(廣川弘禪君) 承知いたしました。もう一つ考へております農林中金に対する融資の点もあることでありますから、その辺のところを多少お任せを願ひたいと思ひます。

○委員長(岡田宗司君) それでは次に農林共済保険の問題につきまして、過日事務当局といたし御質疑がございましたが、その問題につきましての御質疑をお願いいたします。

○赤澤興仁君 先般の国会におきまして、当農林委員会といたしましては、廣川農林大臣に對しまして農業共済制度の整備拡充につきましてお申入をいたしましたわけでありまして、第八国会の終了後、新潟におきまして大臣の御発言の中におきまして、一割増産の問題と、この農林漁業金庫の設立の問題と、農業災害補償制度の整備拡充と、この三点を、車中談でありましたか御公表になりましたわけでありまして、その後この問題につきましても相当お考え頂いておりますことは、承知いたしますもの、私どもといたしましてはそれに満足できない状態にあるわけ

であります。その後におきます災害の発生その他から見まして、国の再保険会計におきまして、一般会計から補填しなければならぬ現状にあることは御存じの通りであります。ただここで問題にいたしたいことは、元受保険団体であります府県団体以下の共済組合連合会並びに町村の単位組合におきましては、この保険金の支払いのための事業不足金が必要であるわけでありまして、先般の昭和二十五年度のこの水稲に對する保険金の支拂いにつきまして、相当府県団体におきまして二十億の赤字になつておるかと考へられるわけでありまして、従来今までにすら相当の借入金をしてきたもので、この保険金の支払いを府県団体でいたしておるわけでありまして、国でございませうならば、一般会計から繰入れるという方法もございませうけれども、これは繰入金で処理をいたしていただくわけにございませうが、もう金融機関からの信用その他におきまして、この団体といたしましては、満度に達してあります関係もございまして、何となくこの事業不足金に對しまして、何か国といたしまして、措置を講じて頂かなければならぬと存じているわけにございませう。これに對しましてどういうふうにお考えになつておられるか。一応お尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣(廣川弘禪君) この問題も農村問題としては大きな問題で、省といたしましては全力を挙げてやつていくわけでありまして、これは現在我々の推定によりますと、これは大体二十億程度のものがあることは確かでありまして、あなたのおつしやいました保険

の問題もよく伺つてゐるのであります。これを本年度において再補正をすゝるかしらぬかといふことで、今資料を集めておるようなわけでありまして、それからもう一つのほうは、どうしても二十六年度の關係にはせんかと私は考へております。細かいことは又事務のほうから説明させていただきますが、それから本年度の予算面に出ておりますのは、本会計から最初大体今まで二十億だつたのが三十億になつたようでありまして、その程度であります。

○赤澤興仁君 お話の点は承知いたしました。現在の水稲の保険の支払いについての問題は一応お尋ねをいたしました。現在の府県団体におきまして農業共済組合連合会の不足金を如何にするかといふ問題に限つてお願いをいたしていただくわけにございませうが、これにつきましては、現在借入れているものにつきましては、幾億に上つておるわけにございませうが、私どもといたしましては、先ず予算的な措置をいたしまして、これが不足金を政府の財政を以てして予算から補填して頂きたい。かように考へるわけにございませうが、その他にも予算的な措置は法的な措置を必要といたすと思ひますが、この二十六年度の予算に組入れられてゐるかどうかといふ点につきましては、今のお話ではまだ組入れられておらないようでありまして、しかいたし不足金の補填のため繰入といふことにつきましては、二十六年度の補正予算で御心配願ひより仕方がありませんまい。かように思ひますわけでありまして、これに對しますお考えを先ずお伺ひたいといふと、予算を伴わ

ない場合につきましては、一応この制度を整備充実いたしますために信用といふことも必要であらうかと思ひますので、予算は二十六年度の補正予算にするにいたして、補填に關しまする法律といふことについても私どもも考へなければならぬと考へておるわけでありまして、政府におきましては、これについてどういふ工合にお考へになつておられるか、若しその予算が二十六年度の補正予算といふことになりまして、その間の時間的なズレをいたしまして、不足金に對しまして低利資金の融通といふようなことにつきましてもお考へを願ひなければならぬと思ひますわけでありまして、この三

点についてお伺ひいたします。

○國務大臣(廣川弘禪君) これも大きな問題でありますので、私たちはこれをできるだけ努力いたしたいと思ひます。又法律の改正その他もあるようでありまして、我々といひましたしは十分検討いたします。

○赤澤興仁君 一応承知いたしましたわけでありまして、その法律改正の場合につきましては、私は非常なる災害が勃発するといふ現実の事実と、もう一つは法の内容におきまして標準賦課率の決定、或いは元受再保険の負担区分の問題といふような、現在の法律におきましてこの制度運用面につきましても、改正を要する点が多々あるかと思ひます。この点につきましても私どもといたしまして考へなければならぬと思つておられますわけでありまして、政府のほうにおきましては、併せてこの点もお考へを願ひたいと思ひます。

○國務大臣(廣川弘禪君) 承知いたしました。この程度で質問を打ち切ります。

○委員長(岡田宗司君) ほかにこの問題についての御質疑はございませうか。

○岡村文四郎君 今の赤澤さんの御質問の問題で、重ねてお願いをいたしたいと思ひますが、実は農業共済保険について北海道が前にやつておりました、今度法律が出る時分に千二百万円ばかりの赤字があるので、これをそのままにしてこの法律を通すと、北海道の赤字は持つて行く場所がないから、これはどうするかといふことで、大分審議もいたしました。必らず政府が責任を持つて何らかの処置をして迷惑はかけんようにするからといふので法案が通過したのであります。その後毎年赤字を出して、そして前年の赤字を出して、何年たつてもその赤字が埋まる時期は来ないと思つております。そこで赤澤さんのお話のように法律の改正は当然しなければならぬのであります。一刻も早くこの処置をしてもらひませんか、政府から金の融資を受けられるならばいいのであります。が、そうでない場合には非常に窮地に陥つて、支払いも不可能な状態になつておられますから、是非とも一刻も早く前の併せて、その措置をしてもらひたいと考へております。そのときの農政局長は山添さんでありましたか、山添さんも必ず措置をするところを言つておられました。今度代つた局長も同じことを言つておられますが、なか／＼実現をいたしません。それはこの法律の出ぬ先のこと、今は八百五十万から九百万になつておると思

います。これは一応言つて速記に残した以上は、大臣でなくとも局長でもそういうことを言つた以上は、どこまでもその責任を果してやらんと我々の議員の責任が果せんわけでありませう。これは大臣御存じかも知れませんが、是非一日も早く、私に言わせると災害による保険は、やるといふ以上、災害があれば必ず国でその足らん分を補填をする、こういうようなことにならんと、このまま続けますと、非常な毎年毎年と迷惑が重なるからいかんと思ふのですが、その点を留意して法律を変えてもらわんといかんと思ふのでありますが、如何でございますか。

○国務大臣(廣川弘禪君) 足らん点は叱つて置きます。何かなか／＼むつかしいのでなくすしにやりたい、そういう話であります。(笑聲) そういうことも併せて一つやるようにいたします。

○委員長(岡田宗司君) この問題につきましてには御質疑ありませんか。御質疑がないようでしたら本朝の委員会におきまして農業共済組合連合会事業不足金整理に関する委員会としての申入が決定しておりますので、これを赤澤さんのほうから申入れて頂きます。

○専門員(安樂城敏男君) 農業共済組合連合会事業不足金整理に関する申入、昭和二十五年十二月四日 参議院農林委員会

この件については、去る七月四日、廣川農林大臣に対し、当農林委員会から申入がしてあるので、すでに必要の手配が進められていることと思料するが、昭和二十二年農業災害補償制度が実施せられてか

らこのかた、稻、麦及び家畜に対する不測の異常災害が頻発して、農業共済組合連合会事業不足金が累積巨額に達し、事業の運営が重大な危機に達し、この制度の将来に重大な暗影を投ずるに至つて、かゝる不足金の整理が刻下の急務であるにかんがみ、政府は、これが整理に關し速かに左記の方途を講じ、特に金融措置については本国会中に、なお、法的措置については第十国会中に、又予算的措置については、昭和二十六年年度予算を以て措置せられるよう。右申入れます。

記

一、掛金率を改訂すること。而して、この場合、共済掛金の増加分はすべて国において負担することとなし、農家負担分は現行以上に増加せしめないように措置すること。

二、農業共済組合連合会の事業不足金(不足金及び利子を含む)を一般会計から補填して整理するよう措置すること。

而して、その整理時期まで、国において、事業不足金及び利子に對し低利資金を融資すること。

三、昭和二十五年産麦及び稻の災害並に同年家畜の災害に対する農業共済組合連合会の負担すべき保険金支払額の不足金(既住の不足金及び利子を含む)に對し、国から、低利資金を融通すること。

○赤澤與仁君 今朝読になりました申入でございしますが、先ほど大臣との間の質疑応答を交わしましたことによりまして、もう御説明を申し上げなくてもいいのではなからうかと考えますの

で、一つ当委員会の共同決議でございしまするので、速かに法的措置並びに予算的な措置が講ぜられますようにお願いを申上げて置きます。

○国務大臣(廣川弘禪君) 努力いたします。

○委員長(岡田宗司君) それでは次に、農作物の防疫の緊急対策に關し御質疑をお願いいたします。

○三橋八次郎君 農作物防疫のことに關しましては、先般の委員会事務當局のほうの御意見は伺つたのでありますが、問題は極めて重大な問題であり、又明年の一割増産と直結しておる大きな問題でありますので、この際大臣のこの問題に対する御決意並びに構想をお伺いしたいと思ふのであります。

第一番目に農作物の病虫害の被害は、我が国では非常に多いのであります。主要農作物ばかりでも毎年三、四億以上の巨額に達しておるのであります。従ひまして一割増産は、この問題の解決ばかりによりまして達成し得るのかのような重大問題なのであります。特にこの際、御考慮をお願いしたいと思ふのであります。次にこの農作物の防疫に關係いたしますところの中央の行政機構の整備拡充でございますが、御承知のように農業改良局のほうには発生予防といたしまして、農政局のほうでは農産課で防疫行政を扱つております。資材のほうは資材課でこれを担当しております。防疫事業は要するに伝染病の撲滅でありますので、敏速にやるということが非常に必要であります。然るにこの三つがばらばらになつておる關係上、折角発生予防のほうで見つけ出しましても、その行政

措置、資材その他のことが間に合わないで、手遅になるということが非常に多いのであります。そのためにこのむる損害というものは少くないと思ふのであります。従ひましてこれを一元的に統一しまして、強力なる防疫態勢を中央の機関に設けて頂きたい。

お話によりまして、農林省の全面的な行政機構改革と関連をしまして、どうこうというふうなお話があつたのであります。このことは非常に急を要しまして、又極めて重要な問題でありますので、全面的な機構改革ということとかけ離れまして、成るべく速かにこれを實現して頂きたい、かように思ふのであります。従ひまして、これに對しまして農林大臣はどのような構想を持っておられるか。又どの程度にこの話が進んでおるか、或いはいつ頃實現するかということにつきまして伺いたいと思ふのであります。

○国務大臣(廣川弘禪君) これは我々としたしましては、非常に重大に取扱つておるのであります。これがために国でも毎年非常な損をしておりまして、できるだけこれに力を注ぎたいと考えております。それから只今おつしやいました機構の改革につきましては、これは省内でできることのようにありますから、速かに課を設置するように私努力したいと思ひます。

○三橋八次郎君 その次の問題は、中央機構の整備に伴ひまして地方の機構の拡充強化でございますが、全国に互ひましてこの人的並びに資材等の拡充強化を図りまして、これらの態勢を強化することによつて、初めて機動的な活動もできると思ふのであります。具體的な案もあるのであります。これ

は長くなりますからこの際省略いたしますけれども、少くとも中央の機構改革というものに即應いたしました地方の機構、或いは組織というものが完備しなかつたならば、実際の活動はできないと思ふのであります。これに對しましては法的の措置も必要であり、又予算的の措置も必要であると思ふのであります。この全国に互ひつておる人的及び資材その他の機構態勢の完備に對しまして、御構想がありましたらお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(廣川弘禪君) 国といたしましては、地方機構は成るべく縮めたという方針で行つておりますので、地方の系統団体に機動的に御援助願つて、そして万全を期したいと、こう私考えております。

○三橋八次郎君 今のお話も御尤もでございますが、少くともこの植物防疫、農作物の病虫害の防除というやうなことににつきましては、これは傳染病でありまして、百人の中九十九人が防除いたしまして、一人防除を怠る者があれば、そのために一般の人がこうむる迷惑というものは多大なものがあるのであります。従ひましてこれが末端機構は、今大臣のおつしやいますように、下部のいろいろな組織を動員いたしまして、下部の組織を動員いたしまして、せめて國といたしましては、愈々いいますならば各都府、又それができなければ二都府を一つにしたブロックにでもこの防疫機構というものを設置いたしまして、その指令により下部の機関が活動する。こういう組織になりますれば非常に結構だと思ふのであります。若し中央の機構改革に伴ひまして、今各県に設けられております

生予察というものが中心となり、本省直属の農作物防疫機関というものを構成しようと思ひますれば、それは大きな金をかけなくてもやれるのではなからうかと思ひます。是非一つ国の直属機関といたしまして、或る程度のところまで直接に大臣の命令によつて動くような機関を作つて頂きたい。かように思ひますのでございませうが、如何でございませうか。

○三橋八次郎君 次の問題は、今の植物防疫法にもあることはあるものであります。国内に発生いたしますところの稲熱病でありますとか、めい虫、うんか、麦のさび病、白澁病、東北地方に多い雪腐病、その他の病虫害でございませうが、法律だけで病虫害といふものはなくなるのではないのでありまして、やはりこれに対する法的並びに予算的措置、即ち植物防疫法というものを本當に活かして、国内の植物病虫害、農作物病虫害の被害を軽減し、本當に増産の目的を達成しようと思ひましたならば、やはり国内に発生いたしますところのこれらの病虫害に対すする防除の法的措置、並びにこれに対する裏付けでありますところの予算的措置といふものが必要だと思ひます。法律にはこれらのものであつても、やはり具体的なところについては処置をして頂かなければならぬと思ひます。であります。この点内地の病虫害に対しますところの防除の御構想を開きたいと思ひます。

○國務大臣(廣川弘禪君) それでは御説御尤もでございますが、我々といひましては法律というよりも予算を取りまして、自主的にこれをやつて頂くように勧奨したいと思つてございまして、予算を組んでおるようなわけでございませう。

○委員(岡田宗司君) ちよつと只今、農林大臣は衆議院の本会議に關係法案が出ますので御出席になります十分ほどその関連記を中止いたします。

○專門員(安樂城徹男君) 農作物防疫緊急対策に關する申入、昭和二十五年十二月四日参議院農林委員会農作物の防疫が喫緊の要務であることに鑑み、これが徹底を図るため、政府は、速かに、左記事項を実施せられ、なお、法的措置については、第十回会中に、又、予算的措置については、昭和二十六年予算を以て実現せられるよう右申入れする。

記
一、農作物防疫の徹底を図るためには、先づもつて、これに關する中央行政機構の整備がその前提であることに鑑み、農林省の全面的機構改革と切離し、速かに、現在農林省農業改良局研究部に所屬する發生予察業務、同農政局農産課に所屬する植物防疫業務及び同資材課に所屬する農薬、農機具等防除資器材業務とを統合し、これを中心として、一元的に獨立した強力なる農作物防疫中央行政機構を設けること。

○國務大臣(廣川弘禪君) 検討いたします。

○三橋八次郎君 成るほど昭和二十六年の予算には二億六千萬円を計上して頂いておるのでも、これはただでは全般的な防除の予算といひましては十分ではないと思ひます。なほ、特に種の消毒を取上げました理由と申しますのは、根本的であつて、而も経費が非常に多くなつて、而も経費が非常に多くなつて、併し大体一億四、五千万円あります。ここに掲げてあります米麦、いも類の種の消毒はできると思ひます。併し、それより十分の御考慮をお願いしたいと思ひます。

○委員(岡田宗司君) それでは再開をいたします。

○國務大臣(廣川弘禪君) 只今の御説御尤もでありまして、我々といひましては、来年度予算に両方合して一億五千万円ぐらい計上されてゐると思つております。それで必要な資材につきましては通産省とそれ〴〵打合はせてやつております。

○三橋八次郎君 先ほどちよつと聞き漏らしをしたのでございませうが、植物防疫法というものの内容を見ますと、主として病気の伝播の防止というよりなことに重きを置かれておるようございませうが、この法律を改めまして、国内に發生する病虫害の防除の對象になるように、改正をするといふことにつきましての御意見は如何でございませうか。

○國務大臣(廣川弘禪君) 検討いたします。

○委員(岡田宗司君) よろしうございませう。

○國務大臣(廣川弘禪君) これは御説御尤もでございますが、我々といひましては法律というよりも予算を取りまして、自主的にこれをやつて頂くように勧奨したいと思つてございまして、予算を組んでおるようなわけでございませう。

○委員(岡田宗司君) ちよつと只今、農林大臣は衆議院の本会議に關係法案が出ますので御出席になります十分ほどその関連記を中止いたします。

○專門員(安樂城徹男君) 農作物防疫緊急対策に關する申入、昭和二十五年十二月四日参議院農林委員会農作物の防疫が喫緊の要務であることに鑑み、これが徹底を図るため、政府は、速かに、左記事項を実施せられ、なお、法的措置については、第十回会中に、又、予算的措置については、昭和二十六年予算を以て実現せられるよう右申入れする。

記
一、農作物防疫の徹底を図るためには、先づもつて、これに關する中央行政機構の整備がその前提であることに鑑み、農林省の全面的機構改革と切離し、速かに、現在農林省農業改良局研究部に所屬する發生予察業務、同農政局農産課に所屬する植物防疫業務及び同資材課に所屬する農薬、農機具等防除資器材業務とを統合し、これを中心として、一元的に獨立した強力なる農作物防疫中央行政機構を設けること。

二、農作物の防疫を徹底するため、全国にわたつて、人的及び資器材的に、農作物防疫態勢を完備することとなし、これに必要な法的並に予算的措置を講ずること。

は、その消毒が普く徹底的に勵行されるより適當な措置を講ずること。

五、農薬及び防除用器具機械等防除資器材の生産に必要な低利資金及び原料の確保に關し適當な措置を講ずること。

なお、資金及び原料の現状にかんがみ、この措置は、速急強力に実施すること。

以上であります。

○三橋八次郎君 作物防疫の問題は極めて重要なことであるにもかかわらず、從來等閑に付せられておりましたことは誠に遺憾と存するところでございます。併し昭和二十五年年度の補正予算並びに二十六年度の予算におきましては、これまでも見ないほど関心が払われておるといふことは喜びに堪えないところでございます。どうぞ一つ先ほど御質問申上げましたこと、又同時に今の申入書のことにつきまして廣川農林大臣の政治手腕に信頼いたしまして、この申入が速かに実現するように特別にお願い申上げたいと思ひます。

○國務大臣(廣川弘禪君) 三橋さんはそのほうの大家でありますから、どうか我々の及ばないところを教えて頂きまして、そうして我々はこの部面に努力いたしたいと思ひます。

○委員長(岡田宗司君) 只今三つの申入を政府にいたすことにいたしました。これからの申入は無論いづれ問題がありまゝで、なお幾多の申入を政府にしなければならぬかと思ひます。府のほうで十分御考慮願つて、そうしてできるだけ速かに具体的に御処置あらんことを願ひします。

○委員長(岡田宗司君) それでは次に競馬法の一部を改正する法律案、これは衆議院のほうで議員提出法律案になつておりまして、前国会からの継続審査になつております。それで事務当局に対する質疑は大體終つたわけでございますが、なおおつきりさせなければならぬ点がございまして、私から農林大臣に對しまして二、三これをお伺いして置くことにいたします。

先ずこの競馬法の一部改正法律案は、御承知のように中京に國營競馬場を増設する。こういうことなんでございしますが、これは中京といひましていすこゝに置くかといふことで非常な問題があらまゝで、地元のほうでも場所が決定しておらん。それから農林省のほうでもどこかといふふうなことをまだきめるのに……農林省としても法律が通らないうちははつきりした意思表示がでないわけでありまして、いふけれども、なお質疑の過程におきまして、若し法律が成立いたしましたとしても、どこに置くかといふことを前以て農林省として明らかにできないような段階にあるわけでありまして、そこでこれは参議院の農林委員会としても非常にいづれと論議があつたわけでありまして、その後競輪があつた状態になりましたために、競輪場のあつた状態から見て、今後それに類似したような施設を今殖やすことはどうか。こういうふうな見解も出て参つておつたわけでありまして、それで通産政務次官或いは文部政務次官等からいづれ事情を聴取したわけでありまして、先ず農林大臣はそういうふうな情勢の下において、この議員提出法律案になつております中京の競馬場の設置という問題に

ついて、どういふお考えを持つておられるか、殖やすほうが妥當であるといふお考えを持つておられるかどうか。先ずその点からお伺ひしたい。

○國務大臣(廣川弘禪君) これは歴史的に見て、又今までの觀衆の訓練度等から見て、私は競輪と一つにして考えることは少し違つていふやしないかと考へるものであります。而も又この競馬場の發達の歴史を見ますと、馬の鍛練、或いは種馬の選択等、非常に今までも貢獻いたしておりましたし、今後その方面に貢獻できると考へますので、私は適當な場所が中京にありますれば、やつて差支えないのではないかと、こゝろ考へます。

○委員長(岡田宗司君) それから次にお伺ひしたいのは、過日畜産局長に對する質疑の際、畜産局長のほうから、國營競馬は本筋ではない、大體競馬は民營のほうが妥當である。それで民營にするための法律案を今考慮中であつて、できれば衆国会にこれを提出したいといふ旨の御答弁があつたのであります。農林大臣は、競馬は國營か民營かどちらをおとりになる方針であるか。

又第二に若し競馬の機構を改正するといふような御意思がありましたら、それをどういふふうになさるつもりであるか。その法的措置として法律改正案をいつお出しになるか。そういうことにつきましてお伺ひします。

○國務大臣(廣川弘禪君) これも發達の歴史を見ますと……あるうよであります。私たちがいたしましてはどつちがよろしいかといふことを検討する上り話してあるのであります。畜産局長、或いは少し言葉が足り

なかつたかと思ひますが、まだはつきりきまつておるわけではございませぬ。両方検討してくれといふことを私が申入れてあるのであります。まだどつちともきまつておりません。さうなわけでありまして、両方どつちにも長所なり短所がありまゝで、よく検討して見たいと思ひます。

○委員長(岡田宗司君) そういたしますと、まだ衆国会にこの機構改正に對する法律案の提出といふことは、政府のほうではお考えになつておらんといいうことでしようか。

○國務大臣(廣川弘禪君) まだ確定いたしていません。

○委員長(岡田宗司君) つまり確定しておらんであつて、若しその研究が済んで確定すれば、畜産局長の言うやうに提出の運びになるということもあり得るわけですか。

○國務大臣(廣川弘禪君) 案がきまれば、委員会の内意を得て又適當に処置いたしたいと思ひますが、まだそこまで行つていないと私は考へております。

○委員長(岡田宗司君) ほかに何か御質問ございせんか。

○三輪貞治君 農林大臣は、現在農林省が非常な推進力となつて推し進められておりますところの食糧増産の問題については、非常な一番の責任者でありまして、今そのことの予算化、そのことの政策の樹立のために非常に御努力になつておると思ひます。

は効果があるわけですね。併し直接に農地をつぶすといふようなことで、多少でもこれが食糧増産に及ぼす影響、こゝういふようなことをば如何にお考へになりますか。勿論一方美林その他をつぶしてまでも耕地を放つておるときであります。僅かな土地でもつぶすことは食糧増産に逆行するといふことは、これははつきり言えると思ひます。その辺の輕重、緩急といふような点から、それをつぶしてまでもやるべきであるといふ御信念でありますか、その点を一つ……

○國務大臣(廣川弘禪君) 美田をつぶさなくても或いは荒地等が見つかるとも知れませぬし、決して美林をつぶす、或いは美田をつぶすといふような考へは私のほうとしていたしてありません。成るべく若し作る場合には、そゝういふものに抵觸しない場所を適當に見つけたらいいのじやないかと、こゝろ考へております。

○岡村文四郎君 どうも話が食い違つてとんちんかんになつて甚だまずいのであります。実は第七国会だと考へておりますが、中京地区に競馬場を設けるといふので来ておりました。請願書が幾つも出て参りまして、設けてもらいたいといふ請願書もあつたのであります。そこで視察してもらつた結果によりますと、農耕地に支障なしにやれるといふのは一つもないのであります。全部農耕地に支障があるといふので、我々委員会ではいづれも妥當でないとして、これを採択しなかつたのであります。その後衆議院のほうで決議になつて廻つて来ましたが、我々はその内容を知らんから、

非常にそれが聞かたびごとに遺憾に考
えるのでありますが、聞きますと、
長年長引いたために非常に妙なものが
伏在をしておるというので、でき得れ
ばこれは決議すべきものではないのじ
やないかという考えを持っておるの
ありますが、併しながら非常にお困り
のようで、どうしても何とかしなければ
ならないということになったとすれ
ば、強いてそれを拒む必要もないと思
います。が、非常な何といひまする
か、どうも割切れないものが伏在して
おるのである。我々委員会として困つ
ておる。そこで中京と名を指して来
ておりますが、成るほど中京に違ひはな
い、五カ所ある中どこかにきまる
と思ひます。これは農林大臣でもおき
めにならんと、我々のほうできめま
す。時分には、中京では非常に決議が面倒
です。それで統轄した場所があります
れば、阪神競馬と称しますものがあり
ます。が、これは一カ所しかありません。
阪神競馬を中京へ持つて来る、これでは
困るのだから、それで一つ早急に場所
を指定して、ここにきめるのだとこ
ういうことになる、判然ときめること
が非常に不当であるから、地方からい
ろいろな文句が出て来ても困ります。
実は第六国会であつたかと思ひます
が、阪神競馬を、戦災をこうむつた市
町村に臨時競馬をやらしてくれとい
う、これも衆議院のほうから法律が廻
つて参りました、まあためになるなら
よからうという、こりいうことで、規
則に示されております被害を受けてお
る市町村が借りてやることを許した。
ところが設けることにきまつてから、
戦災地のためになるというところでやつ
たのであるが、それがあに図らんや非

常に大きな損をして、きめた我々が恨
みを買つておるといふのであります。
そういうわけで、うつかりきめてやる
と、その責任が非常に困るのであつ
て、これは何とか農林大臣のほうでも
う少しはつきりして貰わんと、非常に
困つております。十分何らかの措置を
してもらいたいと思ひます。

○国務大臣(廣川弘禪君) これは実は
まだ私農林省へ来てからまだ間がない
ので、陳情も来ておりませんが、党に
おるとき代議士同士が喧嘩して困りま
して、県知事と呼んで仲裁をしろ、君
のほうで適当な場所をきめて、そうし
て持つて来るようにしないと、これは
とんでもない間違ひが起るからとい
うことで、知事に注意したことがあり
ます。私はそのとき知事が意思を統一し
て持つて来たいといふことを聞いてお
ります。が、その後私まだ聞いており
ません。

○委員長(岡田宗司君) その点につ
いて実は地元の五つの候補地では争ひ
がありました。愛知県の知事が中へ入
りまして、地元は一切運動しない。その
場所の決定は農林省と、参議院と衆議
院の農林委員長のほうできめてくれ
と、こりいうことであつた。併しこれは
参議院の農林委員会としてこりいう場
所の決定等、これは行政的な問題です
から、入るべき問題ではないと、こり
いうことで委員会ではこりいう態度に
なつたのであります。従ひましてまだ
地方でもまとまつておらん、こりい
う情勢であります。速記をとめて下さ
い。

○委員長(岡田宗司君) 速記を始めて
下さい。他に御質疑ございませんか。

〔速記中止〕

本日はこれを以て散会いたします。
午後四時四十五分散会
出席者は左の通り。

委員長 岡田 宗司君
理事

委員 西山 亀七君
片柳 眞吉君
岩男 仁藏君
岡村文四郎君

委員 白波瀬米吉君
平沼彌太郎君
宮本 邦彦君
門田 定藏君
小林 孝平君
三橋八次郎君
三輪 貞治君
赤澤 與仁君
飯島連次郎君
加賀 操君
溝口 三郎君
三浦 辰雄君

国務大臣 農林大臣 廣川 弘禪君
事務局側 常任委員会専門員 安樂城敏男君